平成２５年（フ）第３５号
山梨県甲府市富竹３丁目１番10号　メゾン・ド・ルミエール105
債務者　柏﨑かへで
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４０号
山梨県甲府市七沢町340番地１　ミッテベルクＡ102
債務者　草谷　一穂
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５０号
山梨県甲府市青沼２丁目15番３号
債務者　藤原　　純
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２４４号
長野県松本市寿北６丁目１番14号
債務者　保科　忠弘
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第３９０号
岐阜県瑞穂市生津滝坪町２丁目22番地　エントピア吉田Ｃ―101号、住民票上の住所岐阜市河渡３丁目118番地５
債務者　髙橋　信乃
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで　岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３５号
岐阜県高山市三福寺町117番地２
債務者　寺境　哲夫
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで　岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２５年（フ）第３６号
岐阜県高山市花里町１丁目179番地１
債務者　目々澤明美
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで　岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第４６９号
大津市坂本１丁目16番10―106号
債務者　今村　幸枝
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで　大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２０号
滋賀県草津市野村８丁目７番２号　クレストコート203、前住所大津市稲津１丁目14番11号
債務者　山本　泰子（旧姓張）
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで　大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２６号
大津市美空町１番22―103号
債務者　牟禮　　**隆**
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで　大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２７号
大津市膳所１丁目７番14号　レオパレス膳所103号
債務者　時田　昌英
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで　大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２８号
大津市木下町10番17号　103号
債務者　コンサルタントＫＩＭＵＲＡこと　木村　勝正
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで　大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３９号
滋賀県野洲市西河原2513番地　西河原マリーンハイツ305号、前住所滋賀県守山市幸津川町1775番地
債務者　石田　一志
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで　大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５２号
大津市追分町12―18　レジデンス緑ヶ丘307号室、住民票上の住所京都市山科区御陵封ジ山町７番地100　スターヒル203号室
債務者　梅宮　　修
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで　大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５７号
大津市石居３丁目２番11号
債務者　山岡　満彦
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで　大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５１号
鳥取県西伯郡大山町富長661番地３
債務者　日野　一美
1　決定年月日時　平成25年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第５号
広島市西区高須４丁目10番15―４号
債務者　髙山　真一
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで　広島地方裁判所民事第４部